

①事業名	【21】職業自立を推進するための実践研究事業	
②主管課及び関係課(課長名)	(主管課) 初等中等教育局特別支援教育課(課長: 瀧本 寛)	
③施策目標及び達成目標	<p>施策目標2-1 確かな学力の育成 達成目標2-1-8 障害のある児童生徒について、関係機関と連携しながら、きめ細かな指導及び必要な支援を行う特別支援教育を推進する。</p> <p>施策目標2-2 豊かな心の育成 達成目標2-2-6 障害のある児童生徒について、関係機関と連携しながら、きめ細かな指導及び必要な支援を行う特別支援教育を推進する。</p>	
④事業の概要	<p>【対象】 特別支援学校を対象 【手段】 12県教育委員会に対する委嘱事業 【意図】 関係機関と連携し、以下の取組等を行い、特別支援学校高等部生徒の一般企業等への就労を促進するための適切な指導及び必要な支援の充実を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職業自立連携協議会の設置(指定地域ごとに設置。地域内の特別支援学校とハローワーク等の関係機関、企業等による連携協議会) ・就労サポーター(企業関係者等を学校に派遣し、生徒の指導を行う)の登録 ・ハローワークと学校等が共同で職場開拓 ・現場実習実践マニュアルの作成 ・企業等への理解啓発 ・企業等の意向の把握 	
⑤予算額及び事業開始年度	<p>平成19年度概算要求額: 71百万円 事業開始年度: 平成19年度</p>	
⑥広報計画	<p>12地域を指定するため、各都道府県教育委員会に対し、通知により事業趣旨を説明するとともに公募する予定。</p>	
⑦事業開始時において得ようとした効果		
⑧得られた効果		
⑨得ようとする効果及び上位目標との関係	<p>【得ようとする効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業のニーズにより対応した職業教育の改善。 ・本人・保護者の雇用に対する意識の高揚。 <ul style="list-style-type: none"> - 指定地域における特別支援学校生徒の就職希望者の割合を増加させる。 ・企業等の就業体験の実施の促進。 <ul style="list-style-type: none"> - 早期からの企業等の就業体験の実施率を増加させる。 ・企業等の障害者雇用に対する理解促進。 <p>により特別支援学校の生徒の卒業後の職業的自立を推進する。</p> <p>【上位基本目標・達成目標との関係】</p> <p>厚生労働省をはじめとした関係機関との連携をより一層進めることにより、特別支援学校高等部生徒の就労を促進するための、適切な指導や必要な支援が充実することで、達成目標2-1-8及び2-2-6にある「特別支援教育を推進する」という成果に結びつくものと考えられる。</p>	<p>⑩達成年度</p> <p>平成22年度 (事業を2年間実施後全国に成果を普及)</p>
⑪必要性	<p>【当事業の必要性】</p> <p>特別支援学校においては、高等部生徒が卒業後、自立し、社会参加をするため、職業教育の充実を図る取組を進めてきたところであるが、昨今の障害の重度・重複化や、社会情勢の変化等により、近年、高等部本科卒業生の就職率が20%台と低迷するなど、大変厳しい状況にある。</p> <p>一方、福祉施設等へ入所する者の割合が約6割に増加しており、この中には、本人、保護者の就労に対する不安や、障害者雇用を理解のある企業が少ないことなどにより、施設入所を選択せざるを得ない場合が多いものと考えられる。</p> <p>このような状況に対して、各都道府県レベルの関係機関及び地域の学校や労働機関、企業等との連携・協力の下、地域の企業関係者を活用した職業教育の改善や新たな職域の開拓、また、本人・保護者に対する就労についての意識の高揚や、地域の企業に対する特別支援学校の生徒及び職業教育についての理解啓発など、生徒の企業等への就労を</p>	

	<p>促進し、職業自立を促進するための適切な指導や必要な支援の充実を図る必要がある。 当事業は、厚生労働省等関係機関と文部科学省が連携・協力して、各都道府県レベルの関係機関や地域の関係機関等による上記の取組を促進させるための実践研究を行うものである。</p> <p>【平成19年度に実施する必要性】 厚生労働省における障害者雇用促進施策や障害者福祉施策においても、平成17年に成立した障害者自立支援法や改正された障害者雇用促進法が段階的に施行されつつあることを踏まえ、福祉的就労から一般雇用への移行の促進等、雇用と福祉が連携した取組が進められており、さらに教育機関等との連携も重視されてきたところである。このような状況を踏まえ、今後、厚生労働省の障害者雇用促進施策や障害者福祉施策と連携して、より効果的な取組を行うことが期待できる。</p> <p>【国として行う必要性】 障害者の職業自立に当たっては、学校教育法の一部を改正する法律の衆・参両議院の附帯決議においても、障害をもつ生徒の卒業後の就労を促進するため、厚生労働省との連携を強化するなどが示されているところである。 このため、国が実践研究を行い、その成果を全国に普及させることが必要不可欠である。</p>
⑫効率性	<p>文部科学省と厚生労働省が連携することにより、各都道府県レベルの関係機関やその地域の関係機関等の連携が促進され、一貫した取組を行うことで、より効率的な支援が期待できる。また、12都道府県において先進的な実践研究を行い、その成果を全国に普及させることで、各都道府県においてより効率的な取組を行うことが期待できる。</p>
⑬想定できる代替手段との比較考量	<p>委嘱した12都道府県において、モデルとなる先進的な取組を行い、その実践研究の成果を全国に普及することは、全国各地で個別に調査研究を行うよりも効率的である。</p>
⑭有 性	<p>指標・参考指標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定地域における特別支援学校生徒の就職状況等 ・就職希望者の増加率 ・就労サポーターの活用状況 ・早期からの企業等の就業体験の実施率 ・地域の企業等の意識調査 ・特別支援学校生徒の就業体験の受け入れに対する意識の変化 <p>効果の把握の仕方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校の調査研究報告書 ・地域の企業に対する意向調査 <p>得ようとする効果の達成見込み及びその判断根拠</p> <p>事業を実施する12県において、特別支援学校生徒の企業への就労を促進するための取組を行い、その成果を全国に普及することで、授業改善とともに、保護者・本人の雇用に対する意識の高揚、企業等の障害者雇用に対する理解の促進が期待できる。</p>
⑮公平性、優先性	<p>[政策の特性に応じて、必要により評価] 障害者の職業自立にあたっては、障害者の雇用の促進等に関する法律において、国及び地方公共団体は、障害者の雇用について、必要な施策を総合的且つ効果的に推進するよう努めなければならない旨規定されており、障害者雇用促進施策や、障害者福祉施策と相まって、教育分野においても障害者の職業自立を図るための施策を講ずる必要がある。</p>
⑯評価に用いたデータ・情報 ・外部評価等	
⑰備考	

職業自立を推進するための実践研究事業(新規)

【現状と課題】

- 障害の重度・重複化や多様化
- 高等部卒業後の就職率の低下(約2割)
- 社会福祉施設等への入所者の増加(約6割)
- 保護者・本人の雇用に対する不安
- 障害者に対する理解が十分でない など

文部科学省

関係機関と連携して、企業のニーズに応じた職業教育の改善や、新たな職域開拓、企業に対する理解啓発など、特別支援学校高等部生徒の就労支援を促進し、職業自立を推進するための実践研究を実施。

厚生労働省

障害者就業支援基盤整備事業
 ○就労支援セミナー
 ○事業所見学
 ○事業所面接会 など

連携
 協力

委嘱

12都道府県教育委員会

指定

指定地域

職業自立連携協議会

特別支援学校、教育委員会、労働関係機関(ハローワーク等)、企業、社会福祉施設等が連携協力するための協議会を実施。

教育委員会

特別支援学校

福祉施設

ハローワーク

企業等

就労サポーターの派遣

企業関係者を特別支援学校に派遣し、生徒の指導を行う。
 →企業のニーズに応じた授業改善



特別支援学校とハローワークが共同で職場開拓

学校とハローワークが連携して企業を訪問し、生徒の雇用又は現場実習の受け入れ先の拡大を図る。
 →新たな職域の拡大や、現場実習先の確保等を図る。

現場実習実践マニュアルの作成

現場実習を効果的に進めるための配慮事項や手続き等をまとめたマニュアルを作成する。
 →職場実習の充実を図る。



地域の就労ボランティアバンクの作成

企業退職者等、多様な職業技術を持った地域の人材を協力者として確保する。
 →職業教育の充実を図る。



企業等の意向の把握及び理解啓発

企業等の意向を調査し、職業教育や進路指導の改善を図る。
 また、パンフレット等を作成・配布し、障害者雇用や特別支援学校の教育についての理解啓発を図る。

○職業教育の改善

○企業の障害者雇用の理解 → 現場実習の拡大、新たな職域の拡大

→特別支援学校卒業生の職業自立の推進

障害者の自立と、社会参加の推進

